

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第2号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

護	第	亀
園	二	山
印	愛	市

」 を 「

護	第	亀
園	二	山
印	愛	立

」 に改める。

別表第2中 「

園	第	亀
長	一	山
之	愛	市
印	護	

」 を 「

園	第	亀
長	一	山
之	愛	立
印	護	

」 に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。